実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日	
小牧市	西部地区(⑤外山·小牧、⑥西、 ⑦小牧、⑧北里·小木)	令和3年3月26日	令和4年 月 日	

1 対象地区の現状

7.13/ DE 1/ 2017					
①地区内の耕地面積			353 ha		
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計			186 ha		
(3)	③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計				
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		26 ha		
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		0.7 ha		
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計			14.7 ha		
(備考)					

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備者欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 高齢化により、農機具の買い替えや草刈り作業が負担となり、耕作をやめる農業者が増加している。
- 都市化が進み、騒音や農薬散布等、農作業への理解が得られにくくなっている。
- ・ジャンボタニシ等の鳥獣被害が増加している。
- ・水の確保が十分にできない農地がある。

(水の供給不足、生活排水の流入、水路が工場にあり溝浚いができないことによる水の停滞、等)

- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ⑤外山・小牧地域の水田利用は認定農業者2経営体が担っていく。
 - ・⑥西地域の水田利用は認定農業者3経営体が担っていく。
 - ⑦小牧地域の水田利用は認定農業者1経営体が担っていく。
 - ・・・
 ®北里・小木地域の水田利用は認定農業者5経営体、
 畑利用は認定農業者1経営体、認定新規就農者+2経営体が担っている。
 - ・そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農法	Α	養鶏	- ha	養鶏	− ha	
認農法	В	水稲	14.0 ha	水稲	22.0 ha	6,8
認農法	С	水稲、野菜	54.1 ha	水稲、野菜	56.0 ha	6.7.8
認農	D	養豚、水稲	0.4 ha	養豚、水稲	0.4 ha	8
認農	E	水稲、野菜	4.1 ha	水稲、野菜	6.2 ha	5,8
認農法	F	水稲、麦、野菜	5.0 35.9 ha	水稲、麦、野菜	7.0 37.0 ha	5
認農法	G	水稲	1.4 ha	水稲、麦	2.0 ha	6,8
認農法	Н	野菜	0.1 ha	野菜	0.1 ha	8
認就	I	トイト	0.1 ha	トムト	0.6 ha	8
認就	J	野菜	0.3 ha	野菜	0.8 ha	8
計	8 10人		79.1 110.4 ha		94.2 125.1 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。
- 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
- 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。
- 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)
 - ・農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことから、農地中間管理事業へ円滑に移行する。
 - ・所有者が耕作できず、貸し出しを希望する農地は、農地情報バンクへ登録し、意欲のある農業者へ情報提供する。
 - ・農地の出し手の同意を得ることが難しい地区であるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、 農地中間管理事業を活用し、農地集積を目指す。
 - ・農業者や県、農協と連携を図りながら、新規就農の促進や担い手の確保を行い、地域農業の振興を目指す。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。